

## ベン・サラの失脚とその 後のチュニジア農業

はら ぐち たけ ひこ  
原 口 武 彦

はじめに

- I M協同組合農場
  - II Ben Salah の失脚
  - III チュニジアの知識人
- 結 語

はじめに

本年1月、私は4年ぶりにごく短期日ではあったがチュニジアを訪れる機会をえた。訪問のおもな目的は、1966年から67年にかけて実態調査(注1)を行なったチュニジアの農業生産協同組合(l'unité coopérative de production agricole)が、その後どのような変貌をとげたかをみることにあった。幸い当地の日本大使館の御好意で、大使館の車を1日、借用することができ、チュニスの西方50キロのところにあるかつて実態調査を行なったM協同組合農場を再び訪問することもできた。以下はその現地報告である。

(注1) 拙稿「チュニジアにおける農業改革——農業生産協同組合に関する一考察」(『アジア経済』1969年2月号)。

### I M協同組合農場

4年ぶりに訪れたチュニスの町のたたずまいは、ほとんど変わっていない。チュニス空港に旅行者をむかえるタクシーのうちには依然として紅白にぬりわけられたかめの子型のルノーの4CVの姿をみる。日本では10年以上も前に姿を消した車種であるが、ここではまだ健在である。町の景観で変わったことといえば、新空港ビルが完成しつつあること、チュニスの繁華街、ブルギバ通りの中心に唯一の超高層ビルが完成したことぐらいであり、道行く人びとの足どりも、あわただしい東京から数十時間前に飛び立ってきたものには、まことにのんびりしているようにおもえる。道で知人に会えば、まるで10年ぶりの再会を喜びあうかのように頬すりよせて懇切丁寧な挨拶をかます。

しかし、とおりがかりの旅行者の目にはとまらぬかもしれぬが、チュニジアはこの4年のうちに一つの大き

な変化を経験したのだ。と頭の中で反芻する。

1969年9月、チュニジアの経済大臣 Ben Salah が失脚した。これは、チュニジアの政治経済にとって一つの転期を画する事件であった。

すなわち1960年、経済大臣として閣内に迎え入れられた元UGTT(チュニジア労働総同盟)書記長Ben Salahはいわゆる農業の「協同化」を主軸に積極的な経済政策を推進してきた。その主要な形態(注1)は、ヨーロッパ人コロンから接収した農地を核にし、その周辺のチュニジア人所有の零細な農地をそこに統合して農業生産協同組合を創設することであった。これによってチュニジア農業の構造を改革し近代的機械化農法を適用して生産力の発展をはかることを意図したわけである。私が4年前に実態調査を行なったのも、このような政策の結果、創設された農業生産協同組合に関するものであったわけである。

この政策の推進者であったBen Salahが失脚した。それは基本的には彼の推進してきたこの「協同化」政策の「失敗」の責任を問われたものである。そしてこの事件を契機に、チュニジアの経済政策は一つの方向転換をとげた。

私は、かつて調査を行なった一農業生産協同組合の水準において、このような大局的な変化がどのような具体的な変化としてあらわれているのかを、この目で確かめてみたいと考えた。またそのことを通じて、Ben Salah失脚の意義を自分なりに考えてみたいとおもったわけである。

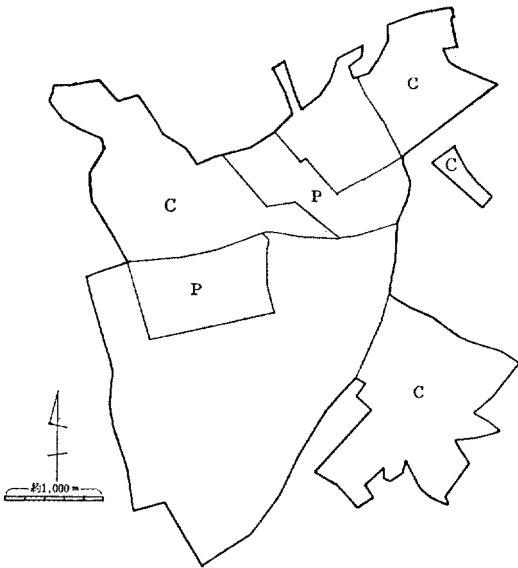
4年前、このM農場を調査したとき私の調査に協力してくれたH君と一諸にM農場を訪れた。

M農場付近の景観も全く以前と変わらない。監督官(Directeur)、組合長らが私達を出迎えてくれた。監督官、会計、畜産牧師など、政府派遣の技術者たちの顔ぶれはすっかり変わってしまったが、組合長はじめ一般組合員の方はみな顔なじみである。機械係のH氏は事務所のかたわらの機械修理場から出てきて、例によって手のひらが油でよごれているので腕まくりしたたくましい腕をにぎらせて握手のかわりをする。

早速、監督官のB氏に1969年秋の Ben Salah 失脚以降のこの農場における変化について、いろいろ質問する。

彼は初対面のことでもあり、質問によっては答えられないこともあるがと前おきしていたが、とくに回答をさけるといったようなことはなく、私の質問にはすべて心よく答えてくれた。

私がかつて調査した1966~67年の時点では、この農場では1400ヘクタールあまりの農地を耕作していた。それは758ヘクタールの国有地(ヨーロッパ人コロンから政



P: チュニジアに帰化したために接収をまぬがれた1ユダヤ人コロンの農場。組合にも加入しなかった。

C: 組合員拋出農地, 1969年末, 全面的に組合員に返還された。

(出所) M協同組合農場作成資料より。

府が接収した農地)と、組合員が拋出した647ヘクタールの農地から成っていた。それが1969年秋のBen Salah失脚後まもなく、組合員の拋出地は全部、組合員に返還されたとのことであった(第1図参照)。組合員の拋出した農地は、拋出した時点では零細な地片に区分されていたが、組合に拋出されたのちその区画はとりはらわれ大区画に統合、整理されてしまっていたので、今回のようなことになっても各組合員に以前と同じ農地を返還することは、もはや技術的に不可能であろうと、当時、私は考えた。その点を訊ねてみると、また測量してもどおりの区画になおして返還したとのことだった。

組合員数も当時の181名から69名に減少した。当時の181名の組合員は、農地を拋出した組合員85名、土地を拋出せず、旧コロンの農場の常用労働者であったという資格で組合加入を認められたもの29名(うち1名は農地も拋出した)、農地を拋出せずいわば社会保障的な意味で組合加入を認められたもの57名とから構成されていた。現在も組合員としてとどまっている69名は、この中どの層の組合員であるのか。1969年秋にこの組合を脱退した112名はどの層の組合員であったのか。この点について具体的に照合する時間はなかったが、組合員の拋出農地は

全部、返還されたということから土地を拋出していた組合員85名が脱退したのではないかと一応は考えられる。

後に述べるように Ben Salah の失脚直後、チュニジア政府は協同組合に加入するかどうかの選択の「自由」を再確認した。これによってそれまで組合加入を「強制」されていた多くの農民が組合から脱退したとも伝えられていた。

しかしこのM農場の場合には、農地を拋出していたといってもその農地はきわめて零細で、組合に農地を拋出し組合員になったことによって、少なくとも経済的には不利になったとおもわれる組合員は全くいないというのが、4年前の調査における私の結論であった。土地なき農民から組合員になったもの場合には、なおさらである。したがって112名もの多くの組合員が、チュニジア政府の政策転換があったからといって、自発的に組合を脱退したとは考えられなかった。112名の脱退者の多くは、むしろ脱退させられたのではなからうか。

この点について監督官のB氏に訊ねてみた。やはり181名の組合員の数を69名に削減するにあたっては、私の推測したような状況があったことは認めたが、その「人員整理」がどのような原則に基づいて行なわれたかということについては、B氏もあずかり知らぬことであつたらしい。中央から方針として、組合員の拋出地がまず返還され、そのうえで各組合員の農業労働者としての能力的資質に基づいて69名の「組合員」が当局によって選択されたというのが、ありうべきこととなりゆきではなかったらうか。

この推論に対する確証はえられなかったが、このような一つの変動のあとなお組合にとどまった組合員に関しては、その収入は増加した。かつて400ミリム(1デイナー=1000ミリム=630円)であった組合長の給料の日額は、1300ミリムに増額した。乳しぼりなど若干、熟練を要する職種の場合は、400ミリムから750ミリムに、一般組合員の場合も350ミリムから600ミリムにそれぞれ増額していた。しかし組合長ら役員と一般組合員との収入の格差は、その単価においても拡大したわけである。

最後にB氏は、現在のM農場の経営状態を示すいくつかの統計やグラフを示し、経営的には1969年秋以前より、状況ははるかに改善されていることを誇らしげに語った。それらの統計、グラフを資料として写真にとりたいという私の申し出を、彼は心よく承諾してくれた。私はカメラのファインダーをのぞきながら、1969年秋のチュ

ニジア政府の政策転換は、このM農場においては経営の「合理化」の契機となったのだと感じるのだった。

帰途、この農場の周辺にある Blatt 部落に立寄ってみた。この部落の住民の多くは、農地を抛出した組合員であった。当時、副組合長をつとめていたT氏と農場の守衛をしていたA氏に出会った。H君に通訳してもらって、立ち話をする。2人とも1969年末に組合を脱退したとのこと。T氏は7.9ヘクタールの農地を抛出して組合に加入していたこの部落の有力者であった。しかし彼とともにこの部落の組合員はみんな脱退してしまったということではなく、この部落のものでまだ組合員としてとどまっているものも多いとのことだった。脱退の理由を訊ねると、彼自身は組合内部のいざごさから脱退したのだという。その組合内部のいざごさの具体的内容についても訊ねてみたいとおもったが、4年ぶりの再会を喜びあう雰囲気の中で、そんな質問を続けることに若干、気おくれを感じてやめた。それに縁の少ないこのかわいた土地に同化しその中にじつとうずくまって生活しているようにみえるT氏たちと面と向かうと、自分の頭の中で考えていることが、むなしくおもえてくる。これは4年前の調査のときにも常に感じさせられたことであった。広大なかわいた農地のまん中にポツンと1人おかれると職業的な「効率」に対する関心など、どこかに消えうせてしまうのだった。

T氏たちに別れを告げて、そこから20キロばかりのところにあるビゼルト市にでてH君と食事をともにする。ビゼルト市の町の中心には、1961年のフランス軍ビゼルト基地撤去闘争の際、フランス軍の砲火の犠牲になった市民の記念碑がたっている。このときは国連の問題にもなって、日本の新聞にもかなり大きく報道されていた。4年前の調査のとき、M農場の人びとが、このビゼルト闘争のときのことを訊ねたときだけは、まるで別人のように目を輝かせて雄弁にいろいろ語ってくれたことを思い出す。

H君とは4年前の調査の際、知り合いになり、私は帰国したのちも、おりにふれて文通だけは続けていた。H君には、Ben Salah 問題についていろいろ意見をきいてみたいとおもっていたのだが、そういうもんきり型の質問をする気にもならず、話は彼の近況に終始した。

H君は、ビゼルト市と湾をへだてて対岸にある Menzel Djemil という小さな町の出身で1947年生まれ。4年前、彼がM農場の監督官見習であったときは20歳そこそこだったわけである。これは決して例外的なことではなく、

各農業生産協同組合に駐在している政府派遣の管理者、技術者の年齢はみなそのくらいであった。

私が帰国した直後、彼もM農場を去った。上級の資格を得るために、畜産を専門とする農業専門学校の試験を受け合格したのである。政府から支給される奨学金は月額30ディナー(≒1万8900円)で、M農場に勤務していたときの収入とほとんど変わらなかった。その30ディナーのうち10ディナーは学校に寄宿代としておさめる。10ディナーは Menzel Djemil の実家に仕送りしている。彼の家には、年老いた父の零細な農業にささえられ、細々と生活している母、弟1人、妹2人がいる。残りの10ディナーが、自分の小遣いとなる。

彼の家は、曲がりくねってどこまでも続く長い白壁の中に何軒もの家が包みこまれているアラブ特有の長屋の一隅にある。街道から少しはずれたその一角には電灯もなく、その白壁だけが月光りに照らされて、闇に浮ぶ。家の中では、うすぐらいランプが土間を照らしている。

(注1) その他の形態としては、

(1) la coopérative de service 自営農の農地は協同化せず、生産物の販売、生産用具の購入などについてのみ協同化するもの。

(2) la coopérative de polyculture チュニジア中南部において、オリーブなどを中心とした開拓を意図する組合。

(3) la précooperative 準農業生産協同組合、農業生産協同組合への過渡的形態。

などがある。

## II Ben Salah の失脚

M農場を訪れた翌日は、ドウストゥール社会主義党の図書室にでかけて、Ben Salah が失脚した1969年秋から、彼が「国家反逆罪」にとわれ「強制労働10年」の判決を言い渡された1970年5月までの党機関紙 *L'Action* に目をとす。

1969年8月30日付の *L'Action* には、Ben Salah が U. G. E. T. (チュニジア学生総同盟)の代表たちと会見したという記事が大きく報じられている。それから10日目の9月9日付では、ブルギバ大統領の「重大決定」が発表されている。それまで Ben Salah を長としていた経済総省を三つの省、すなわち経済、財務省、農業省、商工省の三つに分割するという行政改革の発表である。Ben Salah は、この分割された三つの省のいずれの長にも就任せず、このようなかたちで Ben Salah の経済政

策の責任者としての地位は奪われた。

9月21～22日付には、国民議会が「農業改革に関する法律」を採択したことを報じているが、Ben Salahはこの議会に欠席している。この法律は「農業改革」といっても、後に述べるように Ben Salah がこの年のはじめから展開したといわれる協同組合の「一般化」(Généralisation) (注1)運動に歯どめをあたえ、現状維持を再確認する性格のものであった。

10月15日付の *L'Action* には、ビゼルト市を訪問したブルギバ大統領の写真を掲載しているが、ブルギバ大統領のかたわらに Ben Salah の姿がみえる。このとき彼はまだ兼任していた教育大臣の地位は失っておらず、閣内にはとどまっていたのである。

10月19日付、国民議会選挙の立候補者のリストを発表しているが、そこにも Ben Salah の名はある。11月3日付には選挙の結果が発表されているが、各候補者の得票数を事務的に発表しているだけである。Ben Salah の名をその中からみつけだし、その得票数をみないかぎり、原則的には落選のありえない(対立候補はなく事実上、信任投票である。)この選挙で Ben Salah が落選したことはわからない。Ben Salah に対する有効投票数5万2538票中、信任票はわずか8660票にとどまった。このようにして Ben Salah は国会議員の資格も失う。11月8日に報じられている新内閣の顔ぶれの中にも、Ben Salah の名はない。11月11日付では、Ben Salah の党除名がこれまた事務的に発表される。

11月26日になってはじめて政府高官の演説の中に、Ben Salah 批判が公然とあらわれる。「……かつての経済の責任者によって推進された農業構造改革は、貧困化と悲惨の企図であったことがあきらかになった。……国家は貧困化、自己陶醉と神秘化の政策には反対する。」(ビゼルト市における Ladgham 首相の演説、11月26日付 *L'Action*)。

「社会主義は、一般的、強制的な集団化を意味しない。——協同組合運動の一般化は、党の基本方針に反し、勝手に命令されたものである。……」(チュニジア中央銀行総裁 Hedi Nouira の演説、11月27日付 *L'Action*)。

これ以後、1969年夏までの経済政策、特に農業協同化政策の「誤り」を Ben Salah の個人的責任に帰するかたちで指摘し批判することが政府高官の演説のパターンとなる。

Ben Salah の失脚の過程を *L'Action* 紙だけを通じてみていくと、それはきわめて唐突であり、ウラを感じさ

せられる。*L'Action* 紙は、チュニジアの唯一の合法政党の機関紙であり、その党が政権をにぎっているのであるから、いわばチュニジア政府の「顔」のようなものである。しかもフランス語紙であるから、それはかなり外国人の目をも意識した顔である。このつくられた顔からその人の内面を反映した表情を読みとることはむずかしい。Ben Salah 失脚の過程をこの新聞でみると、突如として全くことなった顔がでてきたみたいなきがする。

1969年12月末に開かれた国民議会において Ben Salah 問題調査委員会が設置される。この調査委員会の報告に基づいて3月24日、Ben Salah に逮捕状が発せられる。この調査委員会の報告書全文が、1970年3月31日付の *L'Action* 紙に付録として発表された。この調査委員会は国民議会内に設置され、一応は政府の立場から離れて独自の調査を行ないその結論を政府に勧告するという形式をとっているが、その後この勧告どおりに政府は行動をとっていることからみても、この報告書はチュニジア政府の Ben Salah 問題についての公式見解を代弁しているものとみてよいだろう。そういう意味で Ben Salah 失脚の意義を検討する上で、またこの事件の全貌を知る上でも貴重な一資料であるとおもわれるので以下にその内容を紹介しておこう。

全文8ページにおよぶこの Ben Salah 問題調査委員会の報告書(以下、「調査報告書」と略記)は6部から構成され、第1部では序論的に3カ月にわたる調査委員会の活動の概要(会議の開催回数、収集、検討した資料のリストなど)を紹介している。つづいて第2部以下の本論にはいりまず第2部では「経済政策に関する国家の基本方針」を既存の公式文書、大統領演説などによって確認したのち、第3部「1962年から1968年末までの農業協同化運動」の回顧と、その評価を行ない、第4部ではいよいよ Ben Salah 失脚の直接の契機になったとおもわれる1969年のはじめから展開された協同組合の「一般化の過程とその結果」が検討されている。第5部は「国家財政の管理」と題して、農業部門のみならず工業部門の国家企業をも含めて、国家資金が「流用」されていた事実をあらわしている。最後の第6部は、第2部から第5部までの調査結果に基づく「委員会の結論と勧告」が示される。

以上がこの「調査報告書」の構成であるが、ここでは第2、3、4部を中心にもう少し詳しく内容を紹介しておこう。

第2部において1964年10月のドゥストゥール社会主義党のビゼルト大会の記録からはじめて多くの資料からの

引用によってくりかえし強調されている国家の基本方針とは何かといえば、それは経済体制として「公共部門、協同組合部門、私部門の三つの部門の共存」ということまたその関連で私的所有権の尊重ということである。

たとえば「……社会的、経済的な機能として私的所有の原理を保証すること。私的所有権は一般的利害と国民的目的と完全に調和しなければならない……」（1964年10月、ビゼルト大会における農業問題に関する決議）、「……しかしながら、私部門は農業の分野においても存続される。しかし、それは土地所有者に自らの好みのままにその土地を耕作させておくということではない。収益性に関する基準が確立され、これらの土地所有者はそれを尊重しなければならない。」（1969年1月24日、協同組合全国同盟の発足大会におけるビルギバ演説）、といったような文章が私的所有権の尊重を確認するものとして引用されている。しかし、この文章からもわかるようにそれまでのチュニジア政府の私的所有権に関する見解は、常に両義性を含む表現であった。そこで協同組合部門が拡大されていく過程は、実質上、土地の私的所有が

縮小されていく過程であり、そうした過程で生まれる土地所有者の不安をとりぞくという文脈で私的所有権の尊重が「原則的」に確認されるという意味合いが強かった。つまり、上記のブルギバ演説にみられるとおりの私的所有権の尊重といいながら、常にそこには国民的利益、あるいは効率的な資源利用の名のもとにそれが制限されることもありうるという但書がふさされていた。しかしこの「調査報告書」では「私的所有権の尊重」ということにだけ、力点がおかれている。

このように「基本方針」が「確認」されたのち、第3部で1962年から「1968年末までの農業協同化運動」の過程が回顧される。まずチュニジアの農業協同組合の諸形態（生産協同組合、自営農の販売、購入協同組合、多品種耕作協同組合、準生産協同組合）を紹介し、その中心は農業生産協同組合であったことを指摘し、これらの協同組合の(1)創設組合数、およびその耕地面積、(2)財政、(3)管理者について1968年末までの実績を紹介している。それによると、生産協同組合の創設の状況は、第1表のとおりである。

第1表 農業生産協同組合の創設（1962～1968）

年次	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	計 (ha)	
								数	耕地面積
BEJA									
数	3	24	29	53	44	14	—	165	165,274
耕地面積 (ha)	4,231	21,100	22,201	55,690	47,226	14,826	—		
LEKEF									
数	10	40	14	2	13	4	4	87	83,068
耕地面積 (ha)	6,927	34,740	11,414	1,964	15,331	5,134	7,558		
JENDOUBA									
数	2	14	5	8	9	12	4	54	60,330
耕地面積 (ha)	910	11,760	6,336	11,809	10,627	14,008	4,880		
BIZERTE									
数	—	1	1	4	7	4	3	20	29,990
耕地面積 (ha)	—	1,290	880	3,864	12,994	5,085	5,877		
NABEUL									
数	—	—	—	—	16	2	3	21	36,676
耕地面積 (ha)	—	—	—	—	26,216	6,133	4,327		
総計									
数	15	79	49	67	89	34	14	347	375,338
耕地面積 (ha)	12,068	68,890	40,831	73,327	112,394	45,186	22,642		

(出所) *Rapport de la commission parlementaire d'investigation sur les agissements de Ahmed Ben Salah (L'Action, 31 March, 1970).*

第2表 農業生産協同組合の生産性 (単位: ha当り, qx(100kg))

農業年度	64/65	65/66	66/67	67/68
品 種				
硬質小麦	13.04	8.58	6.00	7.18
軟質小麦	12.50	6.78	4.41	6.41
大 麦	12.54	7.49	5.71	7.37

(出所) *Rapport de la commission parlementaire d'investigation sur les agissements de Ahmed Ben Salah (L'Action, 31 March, 1970).*

第 3 表 農業生産協同組合の収支 (1962~1968)

年次	支出(ディナー)	収入(ディナー)	差 (ディナー)	1 組合 当り 収入(ディナー)	ha 当り 収入(ディナー)
1962~63	180,617	154,633	-25,965	266	17
63~64	1,301,201	675,194	-626,107	122	10
64~65	2,120,050	2,259,850	139,800	258	25
65~66	2,843,200	2,504,470	-340,750	178	16
66~67	4,236,962	2,998,360	-1,238,602	126	16
67~68	?	?	-650,471	?	?

(出所) *Rapport de la commission parlementaire d'investigation sur les agissements de Ahmed Ben Salah (L'Action, 31 March, 1970).*

これらの生産協同組合の創設設備資金として、IBRD と IDA から1800万ドルの融資をうけ、これに政府資金1400万ドルを加え、総額3200万ドルの資金が投入されたという。

以上のようにして創設され活動してきた生産協同組合がどのような成果を生み出したのか。「調査報告書」はそれを(a)技術、(b)収益性の両面において検討している。まず技術面においては、生産協同組合の主要な作物である小麦のヘクタール当りの生産性が年をおって著しく低下していることを指摘し(第2表)、経営的には生産協同組合部門の収支バランスに言及し、赤字額は毎年、かなり多額にのぼっていたことを示す(第3表)。また借入れ金の返済状況についていえば、半数以上の234組合が40%以下の返済率にとどまり、1969年10月現在、1950万ディナーにのぼる負債総額のうち、未返済額は730万ディナーに達しているという。

上記のような統計的資料を示したのち、「調査報告書」は、1968年末までの生産協同組合の活動について、「技術、社会、経営のいずれの分野においても、見こんだ成果を達成しえなかったことは明らかであるようにおもわれる。」と評価を下す。そしてこのような評価はこの「調査報告書」においてはじめてなされたものではなく、1968年末から1969年中頃までに政府内の関係部局で作成された諸報告書においても表明されていたことを指摘し、そのもっとも重要なものとして、農業生産局の作成した報告書の内容を紹介している。

それによると「組合員の技術的、経済的能力の水準の低さは、(生産協同組合が要する——引用者注)近代的生産技術に適應しえず、この要因は農業生産協同組合の成果に多大の影響を与えている。」として具体的に、中央から指示、勧告された輪作体系、耕作方法が守られていないこと、在庫と生産用具の管理が合理的でないこと、

組合長、監督官が十分にその任務を果たしていないこと、組合員の知的水準が低く集団生活に適應しえないこと、管理者が協同組合数の増加とともに著しく不足はじめたこと(2万ヘクタール当り1人の農業技師)、組合は過剰労働力をかかえ最良の場合でも組合員の平均就労日数は150日をこえず、それが組合員の中に精神的退廃を醸成し、生産性を低下させていること、土地問題に関して、私有地との土地交換、借入れ農地の地代支払いなどが完全に履行されていないこと、したがって大小の自営農民にとって「協同化」は一つの「懲罰」と感じとられていること、などなどの点が指適されていたという。

1968年末から1969年はじめにおける政府のこのような困難な事態に対処するための基本的方針は、一言にいえば、生産協同組合の創設の速度をゆるめ、既存の組合の体制の整備、強化に力を集中するというものであった。「調査報告書」はいう。ところがまさにこのような状況において、1969年2月以降、Ben Salahの独断で「協同組合の一般化」という新たな方針が打ち出され推進されたというわけである。

第4部はその「一般化の過程とその結果」についての検討である。まずはじめに、第1部において示した国家の基本方針が、1969年春においても、ブルギバ大統領の演説、あるいは Ben Salah 自身の演説においても確認されていることを、この時期の両者の演説を引用して示す。また当時、農業生産協同組合の活動が困難な事態に直面していたことについては、Ben Salah 自身がかれのもとによせられた国の内外からの農業生産協同組合に関する批判によっても熟知していたという。そして「調査報告書」はそれらの批判の内容を紹介する。

「国内の批判」としては、まず先に引用された農業生産局の報告書(1968年10月作成)と、1969年5月、協同組合全国同盟の会長、Tahar Kacem が行なった報告の

内容が紹介される。その要点はいずれも、生産協同組合の直面している困難な状況に対する警告である。

「国外の批判」としては、1969年春にチュニジアを訪問した社会主義国の「二つの使節団」（国名は明示していないが、第1部の資料リストからその一つは、ポーランドの使節団ではないかと推測される——引用者注）の報告をとりあげているが、いずれも自国の経験に基づいて、一般に農業部門における生産の協同化の困難さを指摘しているにすぎない。

つづいて1968年にチュニジアを訪問した「専門家の使節団」（国名は明示されていない。）の報告の内容を、これは調査委員会独自の調査によっても確認されたものであることを強調して、要約的に紹介している。この使節団の報告は、12の生産協同組合について行なった実態調査に基づくもので「(a)雇用」、「(b)収入」、「(c)生活水準」について、それぞれの面において、農業生産協同組合の活動が困難な状態にあったことを具体的に述べているものである。

つぎにとりあげられているのは、農業生産協同組合の創設・設備資金として1800万ドルを融資したIBRDの見解を、IBRDのBen Salah宛書簡などの資料に基づいて紹介する。ここでもその主要な論点は、現存の生産協同組合の経営が困難な状態にたちいたっていること、今後における一層の「協同化運動の拡大は、既存の協同組合の強化を遅延させる可能性がある」という警告である。

最後にチュニジア経済に関するIBRD報告からも、協同組合の一般化に対して警告的な意味をもちうるとおもわれる章句が引用されている。

以上のような「批判」の紹介が終わったのち「調査報告書」は、いよいよ1969年2月からはじまった「協同組合の一般化」の過程およびその間におけるBen Salahが実施した諸方策の検討にうつる。

まず第1に、「協同組合の一般化の決定は、Ahmed Ben Salah氏の個人的決定であった」と主張する。その根拠としては、さきに引用した1月24日のブルギバ大統領演説以降、3月22日、大統領を議長として開かれた党中央委員会の最終決議、6月1日に発表された「経済計画に関する総合報告書」においても、従来からの「三つの部門の共存」という基本方針が明示されていること、そして9月2日の閣僚会議にいたるまで、この基本方針に関する討論は一度も行なわれなかったことなどが、指摘されている(注2)。また、これまで紹介された農業生産協同組合に関する諸報告書は、すべてBen Salahのもの

とにさしおさえられ、政府部内においても発表されなかったという。そして、1969年2月から8月までに450万ヘクタールの農地が協同組合部門に統合されるという報告も、8月末の閣僚会議の要請があるまで、政府部内においても伏されていたという。

協同化の進展にともなわれてきた一般世論の批判に対しては「協同化に対して反対することは、国家の安全をおびやかす、大統領の権威と、党の政策に反逆する行為であるという虚像が作りだされて」いったと「調査報告書」は、主張する。

ブルギバ大統領が保養のためにスイスに旅立った「機を利して」、Ben Salahは2月9日はじめて、1969年末までに農業構造の改革の一般化をおしすすめると表明し2月13日に行なわれた県知事会議の席上でのBen Salah演説から、次の部分が引用されている。

「われわれはすべての農地を包含するような方法で、農業構造の改革を促進しなければならない。……それ（改革）は本年度末までに終了することをわたくしは望んでいる」。これにつづいて協同組合全国同盟の会長Tahar Kacem (Ben Salahとともに逮捕され、禁固5年の刑をうける。)は、3月16日「Kairouan県の全耕地は、今月末までに生産協同組合に統合されるだろう。」と表明したという。

しかし、このような「説得」活動は十分でなく、農民の間での不満は日まじに強まってきたと「調査報告書」は主張する。その何よりの証左は、1969年9月22日付法律によって、協同組合へ加入するかどうかの自由の原則が再確認されたとき、この過程で「生産協同組合に統合された450万ヘクタールの農地の所有者は、だれ一人組合にとどまろうとするものはいなかった」という「事実」をあげている。

この協同組合の一般化の成果は、7月10日に開催された協同組合全国同盟の理事会において、すでに450万ヘクタールの農地が協同組合に統合され、1969年8月3日までに、これらの農地に対する個人的な耕作は終了することになっていると報告されたという。

さらに「調査報告書」は、この「一般化政策」が、その「成功に必要な技術的諸条件を全く無視して」実施されたと批判し、具体的に、(1)事前調査が不十分であったこと——35万ヘクタールの生産協同組合の創設に6年を要しているのに450万ヘクタールの農地をわずか6カ月で統合することから当然推測される、(2)管理者の不足、(3)資金の不足、の3点をあげている。

このような急速な「一般化の結果」何がもたらされたか。第4部の終章は、それを政治、経済、社会の三つの側面について検討する。

まず政治的には、ブルギバ大統領の関知しないところで、協同化政策に反対するものは「ブルギバ大統領に反対することである」として反対をおさえてきたことによって、党および国家に対する不信の空気をつくりだし、暴動、建造物破壊、政府高官の暗殺計画などをうみだした。

経済的には農業の分野において6月から8月にかけて生産活動が麻痺状態に陥り、「次年度の作付のための農地の整備は行なわれなかった。」

社会的には「農作業を停止しあるいは遅らせた私部門の農民が多くの農業労働者を解雇する結果を招いた。」などなど、社会不安が高まったことを指摘している。

第5部は「国家財政の管理」の問題をとりあげ、国家資金が、生産協同組合やその他の公共企業の資金としてしかるべき手続きを無視して流用されていた事実を拾いあげているが、ここではその具体的内容の紹介は省略する。

最後の第6部「委員会の結論と勧告」は、これまでに紹介した調査報告の内容を要約し、Ben Salahの諸行動は「……語にしていえば、国家安全に対する真の陰謀であり……」、政府はBen Salah裁判のために「憲法第56条にしたがって特別法廷を設置すること」などを勧告している。

以上が、「調査報告書」の内容のあらましである。本論、4部のうち3部が農業協同化とくに農業生産協同組合の問題について言及していることからわかるとおり、Ben Salah失脚の直接の契機は、彼の推進してきた農業協同化政策の「失敗」、とくに1969年はじめから急速に展開した「協同組合の一般化政策」に対する国の内外からの反対であったことは明らかであろう。

(注1) 「一般化(Généralisation)」とは、農業生産協同組合をチュニジアの全農地に拡大しようとするもの。

(注2) Ben Salah裁判においては、Ben Salahは、党中央委員会のメンバーは「一般化」計画を承知していたと弁明している。そしてこれに反対の意向を示したものはHedi Nourira(当時の中央銀行総裁。Ben Salah失脚後、首相に就任。)だけであったとも指摘している。“Le compte rendu intégral du procès Ben Salah”(Jeune Afrique, no. 492, 9 Juin, 1970).

### III チュニジアの知識人

チュニス滞在の最終日、私は4年前、客員として席をおいていたチュニス大学付属社会経済調査研究センター(CERES)を訪れ、Makhlouf氏以下、二、三の顔なじみの研究員と意見をかわす。当時からチュニジアの農業生産協同組合について調査研究を行っていたMakhlouf氏に会うことができたのは幸いだった。Ben Salahの失脚という事件は、同氏の弁説の速度に何らの影響も与えていないことを確認する。

Makhlouf氏は現在、Ben Salah失脚以後、農業生産協同組合から脱退しあるいは脱退させられた貧農たちについての追跡調査を行なっているという。彼はBen Salah失脚以後、チュニジアの農業問題は、まず第1にこの生産協同組合から放出された貧しい農民がどうなっていくのかという問題、第2に生産力の問題として、土壌保全の問題をあげる。生産協同組合体制下にある農地が減少し、政府が土壌保全の観点から普及させようとしていた輪作体系による土地利用が行なわれなくなるであろうから(同氏はかつてこの輪作体系の導入が、私部門においては政府の奨励にもかかわらず、農業生産協同組合ほどに普及していないという調査報告<sup>(注1)</sup>を発表している)、一時的には小麦の生産量の増加が実現されることがあるかもしれないが、長期的な視点にたてば決してのぞましいことではないとMakhlouf氏は力説していた。

これまで生産協同組合に統合されている農地は、現在も減少しつつあるのかという問いに対しては、Makhlouf氏は正確な数字は公表されていないのでわからないが今後も減少していきだろうといいながら、たとえばこれをごらんくださいとわきにあった新聞をとりだしその広告欄を指さした。それは国有地局の農地払下げ公告であった(*La Presse*, 11 Jan. 1972)。

Ben Salah裁判の直前、チュニジアの知識人50名が連名で、政府に対して「請願書」を提出した。その要旨は過去の政策の失敗の責任をBen Salah個人の責任におしつけようとする「政治裁判」に反対し、国家建設計画について「真に国民的な討論」の場を設置することを要請するものであった(*le Monde*, 10-11 May, 1970)。その50名の中には、このMakhlouf氏はじめこの研究所の顔なじみの研究員の名があった。その請願書はその後の事態の進展に直接的な影響を与えることなく黙殺されてしまった。

(注1) Makhlouf, A., *Nouveaux dualisme de*



*l'agriculture tunisienne*, *Revue Tunisienne de Sciences Sociales*, No. 9.

結 語

数日間東京人にふさわしく「効率」的にせかせかと動き回り、そのことに若干、職業的な満足感を味わいながら空港に向かう。地中海にくっきり浮かぶカルタゴの丘は、一瞬にして雲間にきえる。雲の上で私は考える。

Ben Salah は、なぜあの時点であれほど性急に協同組合の「一般化」を試みたのか。Ben Salah が失脚する過程で、彼の立場を支持する勢力が抬頭しなかったのはなぜなのか。貧しい農民たちはなぜ彼を見捨ててしまったのか。

「調査報告書」においても指摘されているように、1968 年末における生産協同組合の活動は困難な状況にあったとみてよいだろう。したがって、「協同組合の一般化政策」が実施されていなかったとしても、早晩 Ben Salah は農業協同化政策の失敗の責任をとられる状況にあったのであるまいか。それは Ben Salah の主導する農業協同化政策に危険を感じていたにちがいないチュニジアの大土地所有者たちに恰好の攻撃材料を与えることになる。そこで逆にこちらから、そのような反対勢力の物的基盤を奪いとってしまうということが、1969 年はじめから展開された「協同組合の一般化政策」の真のねらいではなかったろうか。一般化政策の性急な展開は土壇場におこまれた Ben Salah の最後の賭ではなかったろうか。そして彼はその賭に破れた。

それにしても、Ben Salah が失脚する過程で、あれほどの勢力をもっていた Ben Salah に対して、彼を支持する勢力が姿をみせなかったのはなぜか。先に紹介した知識人 50 名の請願書だけが、状況の流れに抗した唯一のささやかな行動であったといえよう。

「法廷には、chechia をかぶり djellaba をまとい素足にサンダルばきの一群の貧しい農民たちの姿があった。かれらのあるものは屈託のない様子で、またあるものは怒りをこめて、『協同組合の一般化』という事実によってかれらが蒙った不幸を開陳した……」Ben Salah 裁判の模様を伝える当時の *le Mande* 紙 (1970 年 5 月 22 日号) の記事の一節である。そのあとにはこれらの農民の証言の内容が具体的に紹介されていた。チュニジアの貧しい農民たちは、現状に対する不満を述べる素材にこと欠かない。それが今、Ben Salah を断罪するという文脈の中で、機会を与えられ登場させられたにすぎないとい

えるだろう。しかし Ben Salah の主張した協同化政策には、こうした貧しい農民たちに支持されてしかるべき要素を含んでいた。Ben Salah の立場からすれば、まさに彼等の生活を救済するための政策であったにちがいない。だが、Ben Salah を断罪するための証人台にたつものはあっても、彼を支持して状況の流れに抵抗しようとするものはいなかった。チュニジアの農業協同化政策は一握りの官僚の「陰謀」として葬り去られてしまった。

私の頭の中には「官僚社会主義の敗北」という言葉が浮かぶ。

「〈裁判長〉——1969 年夏、被告は農業改革に関する法律の原文を、政府の他の閣僚に知らせずに国家元首の署名を求めて送付した。……

〈裁判長〉——その原文は農業の協同化に関するものであり、ビゼルト大会の方針ブルギバ大統領の意向に相反するものである。

〈主任検事〉——この法律の施行の日を 8 月 3 日に設定して、被告は協同組合の一般化政策にブルギバの名を結びつけようとした。

〈Ben Salah〉——私はチュニジアの農業改革の象徴とするためにその日を選んだ。そして大統領はこの選択に感情を害したようには、私にはおもえなかった。

〈裁判長〉——協同組合を一般化し、私的所有を廃止することによって、被告は自らの政治的野心を実現しようとしたのだ。

〈Ben Salah〉——それは私の経済的野心である。私は、自分の確信を実行する可能性を与えられた。私はそれにしたがった。あなたが私の立場にたってみたまえ、もちろん、この被告席ではない、だれか私に反対したものはいたろうか。人びとが私に反対したとき、私はどうしたか。私は逮捕されていた。……」(注 1)

Ben Salah は、農業協同化というかたちで、直接、土地の私有権に原理的にふれることなく、実質的にこれを廃絶していかうとしたのであろう。このような構造改革がチュニジアの農民をその貧困から解放するために必要であると考えたのであろう。しかし、チュニジアの貧しい農民たちは、Ben Salah があきらかに一握りの大土地所有者の利害を代表する勢力によって窮地に陥れられたとき、彼を支持してたちあがろうとしなかった。それはなぜか。

その原因の一部は、Ben Salah が農業改革を推進するにあたって、依拠した手段に求められるのではないだろうか。Ben Salah が依拠した手段は何であったか。それ

はブルギバの権威と官僚機構であったといえよう。本来、農業政策の主体であるべき農民の力は労働力として以外は彼の視野にはいっていなかったようにおもわれる。

あるいはこういってもよい。Ben Salah は農民と真に対決していなかったのではないかと。私のわずかな見聞では、組合員の農民たちの中に Ben Salah の名はでてこなかった。ブルギバの名は、アツラーに続いて彼等の口からでてきた。Ben Salah が協同組合を視察しても、農民と直接、心を開き語り合う姿は想像できないが、ブルギバにはそれが想像しえた。ただし若い農業技師や監督官の中には、Ben Salah に対する信頼感は強かった。こうしたことを知っていたが故に、Ben Salah はいわば農民の王としてのブルギバの権威に忠誠をちかつかのかもしれない。Ben Salah は有罪判決をうけたあとの声明においても、ブルギバ大統領に対する忠誠をちかつかっている(注2)。

ある意味で、Ben Salah はブルギバ大統領に裏切られている。Ben Salah の構想する農業改革は、ブルギバ体制が許容しうるものだと、彼は期待していたにちがいない。

しかし現実はそのようではなかった。そしてブルギバの権威を背にいただいていない Ben Salah は、全く無力であった。

被告、Ben Salah は、証人台にのぼる「愚かな」農民の姿に何をみただろうか。白いマフラーを胸からのぞかせてさっそうと大衆の前に姿をあらわす大統領の中にはなく、この Chechia 帽の農民の光をすいとってしまうようなくすんだ表情の中にこそ、Ben Salah にとってのブルギバを見出すべきではなかったのだろうか。

これらすべては、雲の上で私の頭の中に浮かんできたことにすぎない。ジェット機は、はやくも地中海をこえ、ローマ上空にさしかかっていた。

(注1) “Le compte rendu intégral du procès Ben Salah” (*Jeune Afrique*, No. 492, 9 Juin, 1970).

(注2) 「私の唯一の政治的武器は、ブルギバ大統領に対する信頼と尊敬であった。ブルギバ大統領自身が述べている。『Ben Salah は、水晶球である。もし私が彼をばなせば、彼は傷つく』。このことばこそ私が決して徒党 (clan) を形成しようとしたことはなかったことを示している。

人々はこうもいった。『Ben Salah は、ブルギバに盲目的信頼をおいている。それが彼を誤ませた。』私は常にこの信頼に依拠していた……」(Ben Salah 裁判における Ben Salah の最終弁論—*le Monde*, 26 May, 1970)。

(調査研究部)

調査研究双書

アジア経済研究所刊行

谷川 久 編

アジア諸国の契約法

342頁 1700円

韓国、タイ、フィリピン、台湾、インドネシア、インド、オーストラリアの契約法を大陸法系と英法系に分けて比較検討し、国際契約に関する諸問題を国際私法の面から分析し、さらに各国の契約法の概要及び特色を述べる。

岡部 広治 編

ラテン・アメリカ経済発展論

374頁 2200円

アメリカ合衆国に於るラテンアメリカ研究史を中心に、ラテンアメリカに関する理論的成果の批判的検討を試みながら、「各国の経済発展の諸問題」、諸特徴を論究し、将来のラテンアメリカ研究に幾多の問題を提起している。

野村浩一・小林弘二編

中国革命の展開と動態

332頁 2000円

本書は、中国革命を政治史的側面からアプローチしたもので、革命の過程を動態的に描いて中国革命に潜む問題をマクロ、ミクロの両面から鋭くえぐり出す。中国についての正しい認識と理解の一助となる好著である。

アジア経済出版会発売